

千葉市職員措置請求（22千監(住)第3号）に係る監査の結果について

1 請求人 (略)

2 請求日 平成22年9月9日

3 請求内容

在日本大韓民国民団千葉県地方本部（以下「県本部」という。）に係る平成20年度の固定資産税及び都市計画税の大使館の委嘱事務に係る部分（81.17パーセント）の免除額を、当該年度の千葉市中央区長及び中央区役所課税課長の不作為による損害だとして、中央区長及び課税課長に当該免除額の支払いを求めるよう千葉市長に勧告されたい。

4 監査対象事項

中央区長は、千葉韓国会館（以下「本国会館」という。）に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免について一部取消処分を行ったにもかかわらず、平成20年度分についてはこれに相当するような処分を行っていないが、そのことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）に該当するか否か。

5 監査結果

(1) 結論

本国会館に係る平成20年度の固定資産税及び都市計画税について減免を行ったことは違法又は不当な財産処分であると判断することはできず、したがって、平成21年度減免処分の一部取消処分に相当するような処分を平成20年度分についてもするべきであり、それをしないことは財産の管理を違法又は不当に怠っていることにあたるとの請求人の主張には理由がない。

(2) 理由（要旨）

ア 本件監査請求の期間徒過について

請求人の主張は、法律上の期間制限はないとされている「怠る事実」についての請求であるが、本件監査請求は、実質的には平成20年度の固定資産税及び都市計画税の減免処分の違法性を主張するものであり、期間制限が問題になる事案であると考えられる。

そこで、期間徒過についての正当な理由の有無についてであるが、請求人が事実を知り得ることになったのは、被告市が訴訟上減免の取消を明らかにした8月25日であると認められ、裁判例では概ね3か月以内では許容されており、本件監査請求ではその範囲内にある。

したがって、本件監査請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備している適法な請求である。

イ 平成21年度減免処分と一部取消処分について

平成21年度減免処分の一部取消処分の決裁書では、21年度減免処分の理由は、本

来大使館・領事館が行うべき事務について委嘱を受けてその一部を代行していること及び地域住民に対して韓国語講座を行っていることであったが、その取消理由は、再調査の結果、大使館・領事館が行うべき事務を代行している部分についてその事実を確認できなかったためであるとしている。

しかしながら、昨年度の監査請求における監査対象部局の説明では、大使館委任業務や韓国語講座、地域における日韓相互の文化交流や地域コミュニティづくりへの貢献、さらに本国の文化を在日韓国人や日本人に紹介するための活動等に鑑み、施設全体が公益の用に供される固定資産に該当すると総合的に判断し、減免することとしたとしているのである。

以上のように、21年度減免処分の理由とその一部取消処分の理由との相関関係については、整合性を欠くものである。

ウ 平成20年度減免処分について

当監査委員としては、昨年度の監査請求において、監査対象部局が本代会館を全体的にその公益性を認め21年度分の全額を減免したことについては、首肯できるとしたのは、実態として在外公館的業務や自治会類似の公益的な利用に供されていることから判断したのであり、監査対象部局は20年度の減免の理由についても調査の必要があるとしているが、20年度と21年度とで減免の理由に差異はなく、監査委員の判断は、平成20年度減免処分についても変わりはなく、維持されるべきものと考えている。

エ 審査請求について

10月8日に組合（県本部）は、千葉市長に対して、平成21年度減免処分の一部取消処分について審査請求を提出し、今後必要な審査手続きが進められることとなるが、どのような結論となるか現段階では明らかでない。

オ 中央区長等の不作為について

請求人は、中央区長等がその責務を怠ったことによる不作為であると主張しているが、平成20年度減免処分が違法なものとは考えられず、また、21年度減免処分について本件訴訟として係属中であること、21年度減免処分の一部取消について審査請求手続中であることから、中央区長等に20年度減免処分について、その一部取消処分を行わなければならないような義務があるとは考えられず、責務を怠っているとか、不作為であるとの請求人の主張は当たらない。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第17号をご覧ください。